

令和4年度

東京都障害者団体連絡協議会

令和5年2月15日（水）

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

午前11時03分 開会

○河井座長 では、皆様、定刻をやや過ぎてしまいました。これから始めさせていただきたいと思えます。

本日は、お忙しい中、また大変寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

令和4年度東京都障害者団体連絡協議会を開催いたします。

初めに、事務局より委員の出席状況及び配付資料等について、御説明をお願いいたします。

○西脇課長 皆様、本当にお忙しい中、都庁まで御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

私、障害者施策推進部計画課長の西脇でございます。

ここ暫くは書面開催ということで、本当にお開きできなくて、大変申し訳ありませんでした。久しぶりの開催ということで、顔を合わせての開催ということになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、まず委員の出席状況について御報告いたします。本日はこちらの連絡協議会の加盟団体全ての19団体より、御出席の連絡をいただいております。若干到着が遅れている方がいらっしゃる状況でございますが、一応全員出席ということで御連絡はいただいているところでございます。

なお、代理として、日本てんかん協会東京都支部におかれましては、事務局長の中村様、東京都身体障害者団体連合会におかれましては、副会長兼専務理事の三宅様、東京都自立生活センター協議会におかれましては、事務局長の野口様に御出席をいただいているところでございます。

また、日本脳性マヒ者協会東京青い芝の会の寺田様におかれましては、事前に遅れて御出席ということで承っているところでございます。

続きまして、新たに御就任されました委員の方を、今回御紹介させていただきたいと思えます。

東京視覚障害者協会会長の滝修委員でございます。

○滝委員 よろしくお願ひします。

○西脇課長 続きまして、特定非営利活動法人東京都自立生活センター協議会代表、塚田芳昭委員でございますが、先ほど申し上げましたとおり、本日は代理出席という形になっております。

続きまして、公益社団法人日本オストミー協会東京都協議会会長の内藤一郎委員でございます。

す。

○内藤委員 内藤です。よろしくお願いいたします。

○西脇課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、都側の事務局についてですが、お手元に点字及び墨字で配付している名簿を御覧いただければと思います。

なお、お手元の次第、議事の3番と4番の所管の説明者につきましては、本日公務の都合により遅れて入室になりますことだけ、御了承願いたいと思います。

続きまして、机上に配付いたしました資料の確認をお願いいたします。資料につきましては、視覚障害のある委員の皆様には、点字版と音声コード版を配付させていただいておりますので、御確認願いたいと思います。

配付資料ですが、まず次第。続きまして、資料1ということで、この協議会の設置要綱。それと資料2ということで、この協議会の委員名簿。資料3ということで、令和5年度障害者施策推進部予算案のポイント。資料4ということで、昨日開催いたしました第十期東京都障害者施策推進協議会第1回総会資料。なお、資料4につきましては、クリップ留めにされて、以下資料4-1から4-6がつづられておりますので、御確認願いたいと思います。

それと、資料5、令和5年度「東京都福祉保健基礎調査（障害者の生活実態）」について。資料6、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックについて。なお、資料6に関しましては、本日は実際のハンドブックのほうも配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

それと、あと事務局、要するに幹部職員の名簿と、本日、この後出席予定になっております東京青い芝の会の寺田委員からの御意見も配付させていただいております。

配付資料については以上でございます。もし不足等ありましたら、挙手して、事務局のほうに尋ねていただければと思います。

なお、本日の会場でございますが、あらかじめ卓上マイクが設置されております。御発言の際には、手前のボタンを押して、マイクが赤く光るのを確認してから、発言のほうをよろしくお願いいたします。

また、申し訳ないですが、発言が終わりましたら、再度ボタンを押して消していただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議運営に当たりまして、1点お願いがございます。現在も続くコロナ禍の環境の下、皆様には基本的にはマスク着用をお願いしているところがございますが、御自身のお

体の状況を踏まえて、マスクの着用が難しい方もいらっしゃいます。その方については、当然外していただいて全然差し支えありませんので、皆様もその旨、御理解をいただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

河井座長、すみませんけれども、引き続き進行のほうをどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○河井座長 御説明ありがとうございました。

続きまして、東京都から御挨拶を頂戴したいと思います。

中川部長、お願ひいたします。

○中川部長 東京都福祉保健局障害者施策推進部長をしております中川です。本日、公務のため、遅れて出席になりました。まずはおわびを申し上げます。

東京都障害者団体連絡協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

東京都障害者団体連絡協議会の皆様方におかれましては、日頃から東京都の障害者福祉施策に御協力、御理解を賜りまして、まずはこの場をお借りして、厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本協議会につきましては、令和2年度、令和3年度と新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みまして、書面開催に切り替えさせていただきましたので、本日は久しぶりに会場にお集まりいただいたの開催となります。

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、昨日は第十期東京都障害者施策推進協議会を開催いたしました。中には連日の御出席の方もいらっしゃると思いますが、重ねて御礼を申し上げます。

この間、都の各種取組に関しましては、引き続き、皆様方の御意見を賜りながら進めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症に関しましても、現場の実情を踏まえた様々な御要望をいただきながら、都として全庁を挙げて、感染症対策、また障害福祉サービス継続のための支援策に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、国の動向を見据えながら、必要な取組を進めてまいります。引き続き、皆様方の御協力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、都では現在、令和5年度までを計画期間といたします東京都障害者・障害児施策推進計画に基づきまして、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現など、3つの基本理念を踏まえた5つの施策目標を達成すべく、310の施策を掲げまして、取組を進めております。来年度は

計画改定の時期を迎えますので、東京都障害者施策推進協議会におきまして、令和6年度からの新たな計画策定に向けた検討作業を本格化してまいります。詳細は後ほど事務局から御説明申し上げます。

それでは、本日の議事について申し上げます。

1点目は、令和5年度予算案についてでございます。令和5年度の予算案では、障害者施策推進部の一般会計予算案は、対前年度比4.4%の伸び率となっております。本日は、障害者施策推進部の予算案の主なポイントについて御説明させていただきます。予算要求に当たりましては、各団体の皆様から様々な御要望をいただく中、十分にお応えできなかったものもあるかと思いますが、障害者が自ら望む生活の在り方を選択できるよう、居住の場や在宅サービスの確保を図るなど、今後も障害者施策の充実に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目でございますが、第十期東京都障害者施策推進協議会第1回総会についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、来年度は計画改定の時期を迎えます。昨日行われました推進協議会におきまして、現計画に係る実績や計画事業の進捗状況等について、御報告をいたしましたので、その内容について御説明させていただきます。

このほか、5年に1度実施しております障害者の生活実態調査についての御説明と、皆様にも御協力いただいて作成いたしました、ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックについての御報告をさせていただきます。

いずれにいたしましても、今後とも東京都障害者団体連絡協議会の皆様方と連携、協力しながら、障害者が地域で安心して暮らし、生き生きと働ける社会の実現に向けて取り組んでまいります。

それでは、本日は限られた時間ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○河井座長 ありがとうございます。

それでは早速、次第に沿って進めてまいります。

本日は、先ほどの部長のお話にもありましたように、4つの議事がございます。それぞれ、ある程度の時間を区切りながら進めますので、進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず議事の1、令和5年度予算案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○西脇課長 事務局の計画課長の西脇から御説明させていただきたいと思います。

資料3、机にお配りさせていただきました令和5年度障害者施策推進部予算案のポイント

に沿って、概要を説明させていただきます。なお、時間の関係もございますので、新規事業を中心に、かいつまんで御説明させていただきたいと思っております。

まず、東京都全体の予算額ですが、一般会計で8兆410億円、前年度から3.1%増となっております。福祉保健局の予算ですが、これは前年度より9.2%減の1兆5,345億余りとなっております。これは新型コロナウイルス感染症対策の関係経費のほとんどについて、5月のゴールデンウィークをにらみまして、この当初予算の計上を見送った関係でございます。

なお、資料にはなくて、申し訳ないですが、昨日、補正予算を発表させていただきました。その補正予算の中では、局の予算として、さらに1,797億円計上しておりまして、両者を合計しますと、1兆7,143億円、昨年度の予算より伸びているという状況になります。

なお、障害者施策推進部の予算は、先ほど部長が御説明しましたとおり、全体では約2,359億円余りと前年度から4.4%増となっております。この額には昨日発表した補正予算の額は含まないで、既に伸ばしているという状況でございます。

以下、大項目の1から9に分けまして、主な事業を記載しておりますので、ポイントをかいつまんで御説明させていただきたいと思っております。

2ページになりますが、1、障害者・障害児の地域生活支援の充実についてでございます。

(1) 障害者・障害児地域生活支援3か年プランにつきましては、14億円余りとなっております。グループホームにつきまして、2,500人増など、計画期間の目標値を達成すべく、都の特別助成として行う8分の7の補助に必要な経費などを計上しているところでございます。

また、この中には、昨今大きなニーズの高まりを示しております重症心身障害児、あるいは医療的ケア児に対応すべく、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備についての補助基準額の上乗せにかかる経費、これも計上しているところでございます。

ページを飛びまして、5ページのほうをお開き願えますでしょうか。

上段の(18) 障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業につきましては、これは昨年9月に他県において発生しました保育所における園児置き去り事故を踏まえた対策として、送迎バスなどの安全装置の設置などを支援するものでございまして、既に昨年の12月の補正予算で計上していたものでございます。今回、29億円余りを計上しているところでございます。

その次の(19)、こちらにも新規事業になりますが、児童発達支援事業所等利用支援事業につきましては、東京都が直接、児童発達支援事業所などに通います第2子以降のお子さんの利用者負担の軽減を図るというものでございまして、4億円弱の予算を計上しているところでござ

ざいます。

次に、6ページのほうをおめくり願えますでしょうか。

上段のほうになりますが(25)、こちらも新規事業となります。東京都障害者相談支援体制整備事業として2,300万円余りを計上しております。これは相談支援に関するアドバイザーを東京都のほうで配置しまして、基幹相談支援センターの設置、運営に関する相談や、地域のネットワーク構築に向けた相談などを受けますとともに、区市町村などへアドバイザーを派遣いたしまして、地域における相談体制の整備を推進するものでございます。

ページを飛びまして、9ページのほうをお開き願えますでしょうか。

3の障害者の就労支援の充実の関係で、中ほどになりますが(6)、これも新規事業となります。生産活動に係る営業開拓等支援事業につきましては、これはB型事業所に対しまして、企業とのマッチングできる環境を構築、営業活動を支援するため、2,800万円弱の予算を計上しているところでございます。

また、ページを飛びまして、12ページのほうをお開き願えますでしょうか。

4の地域精神科医療体制整備の関係で、下段の(10)、新規事業であります。摂食障害治療支援体制整備事業、こちらにつきましては、500万円弱の予算額を計上しているところでございます。こちらは新たに治療のための支援センターの設置を目指しまして、必要な検討体制の整備を行うものでございます。

ページを飛びまして、15ページのほうをお開き願えますでしょうか。

6、重症心身障害児(者)等への支援の充実の関係で、医療的ケア児の支援の関係の新規事業がここから続くこととなります。中ほどになりますが、(7)障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援)、こちらは医療型の短期入所事業所の設置を進めるため、開設検討を行っております事業者に対して、講習会などの開設支援を行うということで、1,300万円弱の予算を計上しているところでございます。

次の(8)障害者(児)ショートステイ事業、こちらは医療機器等の整備費補助ということになりますが、こちらは同じように、医療型短期入所事業所の設置を進めるため、必要となる医療機器等の整備費用を支援するものでございまして、1億円余りの予算を計上しているところでございます。

ページをおめくりいただいて、16ページのほうをお開き願えますでしょうか。

(12)医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業は、これは訪問看護ステーションにおきます医療的ケア児の受入れを拡大するため、研修を実施するとともに、受入れ経費の支

援を行うものでございまして、800万円余りの予算を計上しているところでございます。

次の(13) 医療的ケア児コーディネーター支援体制整備促進事業は、これは民間事業所などに配置されております医療的ケア児のコーディネーターを支援する区市町村に対して、都が補助するものでございまして、2,300万円余りの予算を計上しております。

次の(14) 医療的ケア児ペアレントメンター事業は、これは医療的ケア児の保護者に対してペアレントメンターが相談などに応ずる取組を都が支援するため、900万円余りの予算を計上しております。

次の(15) 医療的ケア児日中預かり支援事業、こちらは医療的ケア児の日中の預かりを行う事業所を、都が直接支援するというので、保護者が安心して就労できる環境整備を行うというものでございまして、8,000万円余りの予算を計上しているところでございます。

次の17ページのほうをお開き願えますでしょうか。

7の共生社会の実現ということで、その中の(2)、こちらは新規事業になります。情報保障機器の普及促進事業、こちらは福祉機器などをテーマにいたしましたイベントなどに都が出展いたしまして、区市町村などの関係者に対して最新の情報保障機器などについて、情報提供を行うというものでございまして、500万円余りの予算を計上しております。

次、18ページのほうをお開き願えますでしょうか。下段のほうになります。

(10) 福祉避難所情報伝達等支援事業、こちらは福祉避難所におきまして、障害者に対する情報伝達機器の整備、導入を行う区市町村を支援するというものでございまして、新たに包括補助メニューのほうに加えさせていただくこととしております。

次の(11)、こちらにも新規事業になります。手話人口の裾野拡大支援事業、こちらは昨年の9月に東京都の手話言語条例が施行されましたことを受けまして、手話人口拡大のための区市町村の取組を包括補助で新たに支援するというので、メニューとして加えさせていただいているところでございます。

19ページのほうをお開き願えますでしょうか。

9の新型コロナウイルス感染症緊急対策となります。今回こちらに掲載しておりますのは、当初予算案の計上分のみでございます。冒頭御説明させていただきましたとおり、これ以外にも今年度実施している事業につきましては、補正予算のほうにまとめて計上しているところでございます。

予算概要の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○河井座長 ありがとうございます。ただいま事務局から令和5年度予算案について、御説

明がありました。

これまでの説明につきまして、御質問があれば伺いたしますが、いかがでしょうか。

では、越智委員。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智と申します。

最後あたりに御説明をいただきました18ページの(11)ですけれども、手話人口の裾野を広げる事業というふうに入っておりますけれども、手話言語条例の制定を受けてということで、とてもありがたいことだと思っております。それについて、包括事業なので、ちょっとはつきり分からないんですが、おおよその額と具体的な内容をどういうふうと考えていらっしゃるのか、あれば御説明いただきたいと思えます。

○河井座長 事務局からお願いできますか。

○西脇課長 額につきましては、あくまでもこれは包括補助の中の事業になりますので、こちらの事業だけで幾らというのは、額としてない状況でございます。包括補助全体では、今回、お配りした資料の19ページのほうに載っておりますが、8の区市町村支援の充実(1)ということで、包括補助全体としては100億円計上しているところでございます。この100億円の中でいろいろメニューがございますので、その中の範囲内で区市町村に対して支援するということになります。

○篠課長 共生社会推進担当課長の篠と申します。御質問ありがとうございます。

来年度、新規に実施いたします手話人口の裾野拡大支援事業の概要でございますが、こちらにつきましては、身近な地域において、子供の頃から手話に関する知識や理解を深められるよう、各区市町村が実施する手話に関する先駆的な取組を支援するものでございます。手話への興味や関心を深め、手話人口の裾野拡大を目指してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○河井座長 よろしいですか。

ありがとうございました。

では、ほかに御質問。

安部井委員。

○安部井委員 東京都重症心身障害児(者)を守る会の安部井でございます。ありがとうございます。

16ページ、(14)の医療的ケア児ペアレントメンター事業(新規)についてですが、この説明文によりますと、就労が前面に押し出されていると受け取れます。「等」とついており

ますので、この「等」の中にいろんなことが含まれているとは思いますが。

先日も東京都の教育委員会の就学支援委員会の会議で、就学前の医療的ケア児の保護者の方々から、親の会に相談がある、また、医ケア児のコーディネーターに相談があるという実際を意見交換したばかりでございます。親の会には、様々な相談が現在も寄せられております。この就労と書かれてしまいますと、就労を考えている人たちだけが相談の対象なのかというように、誤解を生じかねませんので、次年度で結構ですので、ここの書きぶりをもう少し変えていただきたいと思っております。医ケア児の保護者の方たちから、生活に関する具体的な相談がたくさん寄せられておりますので、実情を踏まえて、事業内容説明に工夫をしてくださるようどうぞよろしくお願いいたします。

○河井座長 ただいまの御質問、御意見に対して、よろしく申し上げます。

○鹿内課長 障害児・療育担当課長の鹿内でございます。御質問ありがとうございます。

おっしゃられたように、必ずしも就労だけではなくて、これまで御家族で支えられていたいろんなノウハウについても、御家族同士で支援が差し上げられればと思っておりますので、お話のあったことについてはお受け止めいたします。

○河井座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 きょうされん東京支部の青柳でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの御説明の中のコロナの関係のところ、先ほど西脇さんから、追加の補正予算で組んでいるという話もありましたので、ちょっとここでは十分説明、私らは聞き取りようがないんですけども、コロナウイルス感染症の判断というか、あれが5月以降、5類に下がることで、いろんな不安を今、私たちは持っています。

ワクチンがどうなるのか、これは国が決める政策だと思うんですが、もちろんワクチン接種とか医療とかが費用がかからないようにとか、あるいはPCR検査が今までどおり無料で受けられるようにとか、障害者施設や高齢者の施設の関係の人たちが、やっぱり安心して生活ができるような支援を、引き続きやってもらえるような何かをしていただきたいと思います。

障害者の作業所関係では、かかります経費だとか、報酬費の臨時的処置なんかも、本当にこれからどうなるのかというのが、まだ国の方針を示していませんので、何とも言えないと思うんですが、こういうところも引き続き、やっぱり障害のある方、あるいは高齢者のところとか、要するに感染の重症化のリスクの高い人たちへの支援は、やっぱり東京都が先陣を切ってと言

ったら申し訳ないんですが、しっかり支援する、今日、開会の言葉でも、部長さんがしっかりやっていますとおっしゃっていただきましたので、そこをしっかりとこれからやっていただければいいかなという御要望というか、御意見として受け止めていただければいいかなと思うので、よろしくお願いいたします。

○河井座長 では、事務局からお願いします。

○西脇課長 御意見ありがとうございます。今おっしゃられたとおり、国のほうで5月8日に5類へ移行という方針が示されて、東京都のほうも感染症対策という部署のほうですが、国に対して要望させていただいて、その上で今回、昨日に補正予算を発表したというふうに聞いております。

先ほど御説明しましたとおり、うちの部の所管している予算につきましては、例えば先ほど言いました、かかります経費の関係については当初予算のほうで、3か月分ですけれども、というか、今までも3か月ごとに計上していただきましたので、今回も3か月分ということで、6月分まで計上しているところでございます。

あと、検査の関係とかも、一応今回、補正予算のほうに、時期を区切ってという形になりますけれども、補正予算で計上しているところでございます。

また、その後については、今後の状況、国の方針を踏まえて、また対応をどうするかということになるかと思っておりますので、今現在は取りあえず現在実施している事業については、途中の期限の区切りはありますけれども、取りあえず一旦計上させていただいて、またその後の状況を見て、再度また補正予算で組むかどうかを検討するという形になるということで、御理解をしていただければと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

○河井座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見、よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

すみません。藤鹿委員ですね。よろしくお願いいたします。失礼しました。

○藤鹿委員 東京盲ろう者友の会の藤鹿と申します。

今御説明があった新規事業などについて以外で、お願いさせていただきたいことが1つあるんですが、よろしいでしょうか。

私たち目と耳が不自由な盲ろう者にとって、今デジタル化の推進により、情報の入手が非常に難しくなってきました。私の場合は、普通のパソコンに点字ディスプレイという機器をつないで、パソコンの画面に映った文字を、点字に変換して読んでいるんですね。それで一応

独力で情報の入手ができています。

もう一つ、スマートフォンとこの点字ディスプレイを合体させたような機器で、ブレイルセンスという機器があるんですが、この2つの機器を利用しています。ですが、この点字を毎日読んでいますと、読みにくくなって来るんですね。薄くなってきたりして、また、インターネットなどにアクセスしにくくなって来るんです。

現在この点字ディスプレイは地域生活支援事業として認定されています。ですので、区市町村の判断で事業を行うことになっているんですが、耐用年数が6年なんです。6年間も使っていると点字が読めなくなってきました。

例えば点字の特性として、点字は6つの点で構成されていますが、あしたの待ち合わせ時間7時が正解なのに、点字が薄くて6時にしか読めなかったり、また、機器が古くなってきますと、インターネットにアクセスが難しく、情報収集ができない状況です。

それで、東京都の方々をお願いしたいことは、この耐用年数6年のところを3年程度に短縮していただけますと、私たち、特に点字を使える盲ろう者にとって、情報収集がしやすくなりますので、この点どうぞよろしくお願いいたします。

御説明とは違ったお願いとなってしまう、申し訳ありません。

以上です。

○河井座長 日常生活用具なので市区町村事業かとは思いますが、東京都としてのお考えを伺えたらと思います。

○東條課長 地域生活支援課長をしております東條と申します。

今、具体のお話をお伺いしましたので、こういうお話があるということ、関係の区市町村も含めですけれども、共有していきたいというふうに思います。御意見ありがとうございます。

○河井座長 よろしくお願ひします。地域間格差があまり出ないように、どこの地域、東京都民として暮らす方々にきちんと支援が届くように、御配慮いただけたらと思います。

あとはよろしいでしょうか。

○藤鹿委員 東京盲ろう者友の会、藤鹿です。

ぜひ区市町村に後押ししていただけますと、助かります。このままですと、私たち盲ろう者が情報社会から取り残されてしまいますので、区市町村は現在コロナの関係とかで、財政状況も厳しくなっていることは十分承知の上ですけれども、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○河井座長 どうぞ。

○滝委員 東京視覚障害者協会の滝と申します。

今の藤鹿委員の発言に関連して、今、耐用年数がペンディスプレイという点字を読む機械、6年ぐらいになっているんですけども、まずこの耐用年数を短くしていただきたいこともそうなんです、これは故障したときの修理が今、補助の対象になっていないんですね。

先ほど藤鹿委員もおっしゃっていましたが、ピンが出なくなったときに、そこを修理すると、時として何万というお金がかかったりするんです。ですので、なかなかその修理もできなくて、そのまま使っていたりする現状も、私たち視覚障害者の中でもあるので、ぜひその修理に関するところでの補助も、今後検討していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○河井座長 併せて御対応をよろしくお願いいいたします。

では、よろしいでしょうか。

では、次の議題に入ります。それでは、次に議事の2、第十期東京都障害者施策推進協議会第1回総会について、事務局からまず御説明をお願いいいたします。

○西脇課長 続きまして、事務局の計画課長の西脇から、昨日開催されました第十期東京都障害者施策推進協議会第1回総会の資料につきまして、現計画の1年目であります令和3年度の実績を中心に、簡単に御説明させていただきたいと思います。

資料4-1を御覧いただけますでしょうか。

こちらが障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る実績となります。1ページのほうをお開きください。

1、障害福祉サービス等の活動指標でございまして、各年度末月、言わば3月分のサービス提供の見込みと実績をまとめたものでございます。訪問系サービスにつきましては、令和3年度のサービス量の実績は97万3,121時間、利用者は2万2,455人と、日中活動系サービスにつきましては、生活介護から就労継続支援のB型までの合計になりますが、令和3年度のサービス量の実績が97万3,369人日分、利用者数が5万4,717人となっております、いずれも利用者数、サービス量ともに見込みを上回った状況でございます。

居住系サービスにつきましては、令和3年度の共同生活援助、言わばグループホームになりますが、利用者が1万3,720人、相談支援につきましては、月ごとの変動が大きいので、月平均の利用者数ということになりますが、令和3年度の計画相談支援の利用者数は1万5,819人と、それぞれ見込みを上回った状況でございます。

次のページをお開き願えますでしょうか。

上段のほうが発達障害児支援の活動指標ということになっております。放課後等デイサービス事業の実績、こちらのサービス量が21万5,766人日分、利用者数が2万120人となるなど、見込みを上回っている結果となっているものが多いという状況になっております。

下段の表になります。発達障害児（者）に対する支援の活動指標です。発達障害者支援センターによる相談支援、こちらが令和3年度の実績が2,658件と年々減少傾向になりますが、これはセンターの地域支援マネージャーが区市町村の職員を支援した結果、区市町村における相談支援で完結するケースが増えてきた影響ではないかということで、事務局のほうでは推測しているところでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

参考といたしまして、サービス種類ごとの事業者数の推移をお示ししているところでございます。多くの種類におきまして、事業者数が伸びている状況でございまして、ニーズに応じた供給度の確保を進めているところでございます。

次に、資料4-2、地域生活基盤の整備状況のほうを御覧いただけますでしょうか。表紙をめくっていただいて、1ページ目になります。

今計画期間におきまして、障害者・障害児地域生活支援3か年プランに基づきまして、事業者負担の8分の1にまで軽減する特別助成に加えまして、定期借地への補助など、様々な施策を講じまして、地域生活基盤の整備促進を進めております。グループホームにつきましても、3か年で2,500人の定員増、日中活動の場につきましても、3か年で5,000人の定員増、短期入所につきましても、3か年で160人の定員増を目標としておりまして、令和3年度末の実績は、それぞれ記載のとおりとなっております。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

こちらに障害児の支援体制の整備についても、それぞれ記載しているところでございます。お目を通していただければと思います。

次に、資料4-3、障害福祉計画に係る実施状況になります。表紙をおめくりいただいて、1ページ目になります。

福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績ということで、今期の目標450人に対しまして、令和3年度末実績は153人となっております。

下段のほうは、入所施設定員数となっております。平成17年10月の定員数である7,344人を超えないという目標を立てておりまして、令和3年度末の定員は、障害児入所施設から障害者施設への移行による定員増分を除きまして、7,367人となっております。

次のページをおめくり願えますでしょうか。

精神科病院から地域生活への移行に係る実績となっております。1、退院後1年以内の地域における平均生活日数から、次のページの4、入院後1年時点の退院率、こちらの表までにつきましては、国の基本指針に基づきまして、平成26年6月末の基準といたします精神科病院対象の調査、いわゆる630調査という言い方をしていますが、これを用いまして目標を立てております。

ただ、国のほうの方針の変更に伴いまして、平成28年度からは前の年の3月分の患者さんのレセプトを基にした、ナショナルデータベースという言い方をしていますが、それによる公表数値しか用いることができない状況となっております。そこで目標値につきましては、参考としてお示しさせていただいております。

なお、現時点では平成30年度までが国が公表しておりまして、その値をこちらの表に明記させていただいているところでございます。

5の長期在院患者数、65歳以上、65歳未満につきましては、それぞれ6,610人、3,651人、これを目標としております。令和3年度におきましては、それぞれ6,238人、3,636人となっております、令和2年度から減少している状況でございます。

4ページをおめくり願えますでしょうか。

6の活動指標となります。精神障害者の方の地域移行支援など、それぞれ令和3年度の実績を掲載させていただいているところでございます。いずれも見込みを下回ったという状況でございます。

次のページからが、地域生活支援拠点の整備状況ということになります。計画では令和5年度末までに、各区市町村に少なくとも1つ整備するということになっております。令和3年度末の区市町村の内訳は、整備済みが27、今年度中に整備予定が7、検討中が19、整備予定なしが9となっております。

次の6ページから8ページにかけては、就労移行関係の実績となります。多くの項目で第6期の目標達成に向け、令和2年度より実績を伸ばしているという状況でございます。それぞれお目を通していただければと思います。

次の資料4-4、障害者計画に係る計画事業の進捗状況、こちらは計画事業であります310の事業につきまして、それぞれ令和3年度末の状況について記載しております。大変分厚い資料ですので、後ほどでも結構ですので、お目を通していただければと思います。

次に、資料4-5を御覧いただけますでしょうか。

こちらが東京都障害者・障害児施策推進計画、言わば令和6年度から令和8年度の次期計画の策定スケジュール案ということになります。

表紙をめくっていただきまして、今年度のスケジュール案となりますが、本年3月に予定されております国の基本指針の改定を受けた後、おおむね6月頃に審議を開始いたしまして、その後第2、第3四半期と専門部会において、地域移行や就労などといったテーマごとに御審議をいただきまして、第4四半期には意見具申という形で、協議会からいろいろ提言を受けまして、令和5年度末までに計画を策定という予定になっております。

具体的な審議事項や開催日程につきましては、次回の推進協議会に提示ということになっております。御承知いただければと思います。

次に、資料4-6のほうを御覧いただけますでしょうか。

こちら推進協議会の総会で提出した資料ということになります。国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し案になります。この資料は厚生労働省が先月の23日に開催いたしました社会保障審議会障害者部会における配付資料について、東京都のほうで要約したものということになります。

1ページから3ページにかけて、1、基本指針見直しの主なポイントとして、(1)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、以下12のポイントが示されたという状況でございます。また、3ページの中ほどからは、2、成果目標に関する事項といたしまして、(1)施設入所者の地域生活への移行から(7)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築、それぞれの項目につきまして、見直し案と現行を対比してお示しさせていただいている状況でございます。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○河井座長 ありがとうございます。事務局から御説明いただきました。

かなり膨大な資料なんですけど、これまでの御説明について、皆様から御質問を伺いたしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、青柳委員、お願ひします。

○青柳委員 きょうされん東京支部の青柳です。すみません。

今御説明があった中で、地域生活支援拠点などの整備状況というところでの5ページになるんですけど、ぜひ検討中とか整備予定なしの区市町村の自治体の名前も出していただけませんかね、本当に。私、江東区なので、上の15区に入っていない、整備予定にも入っていないとい

うがあるので、江東区の方にこういうのを見せて、恥ずかしいでしょうということを言いたいもんですから、それは冗談ですけども、基幹相談支援センターが例えばまだ設置されていないところもたくさんありますよね。たくさんじゃないんです、23区は多分、私の記憶が正しければ、江東区と、ごめんなさい、自治体の関係者の人がいたら申し訳ないんですが、葛飾区と江戸川区かな、もしかしたら、それだけかなと思うんです。

ただ、あればいいというものじゃないです。あるところも体制が非常に貧弱と言っていいのかどうか分からないですけども、機能していないかなという自治体もあるとは聞いていますので、やっぱりそういうところが、やっぱり障害のある方にとって実的に必要なというか、ちゃんとした予算計上とか、あるいは専門の職員さんが配置されているとか、いろんな条件があると思うんですけども、そういう整備をしっかりとやっていただくようなことにつながるかなと思いますので、それを、ごめんなさい、これは名前を上げなくてもいいです、ごめんなさいね、やっぱり計画だから、それは自治体にアンバランスがないようにしていただきたいということと、これとはまた違いますけれども、市役所、区役所の障害者雇用が、まだまだ達成していないところがたくさんあるんです。

これも私は江東区なので、まだ7.5人足りない。雇用率が今度は上がりますよね。そこに対しての準備、あるいは体制づくりも不十分なんです。だからやっぱり障害者の施策を前に進めるとか、いろいろ言葉ではいっぱいあるんですけども、各自治体ばらばらで、予算上の問題もあるかもしれませんが、やっぱり障害者をしっかりと雇用する、定着させる仕組みも、ちゃんと定着していただく施策もしっかりさせるというところを、やっぱり東京都がいろいろ何か意見を出して、支援もしていただければいいんですけども、そういうところをまた激励をしていただければいいかなと思いますので、すみません、私も何を言っているかよく分からなくなってきましたが、やっぱり障害のある方たちの地域生活が豊かになることが、私らは最終的な狙いですので、いろんな形でみんなで力を合わせていきましょう。

自治体の障害者団体はみんな、そういうところを協力すると言っているんだけど、やっぱりそこでの音頭取りがないというか、リーダーシップを取っていただくところは、やっぱり行政だと思うし、そういうところにもっと力添えをしていただければいいかなという御意見です。すみません、よろしくお願ひします。

○河井座長 御意見ありがとうございます。

拠点の整備は多分、厚生労働省も非常に推進をして、力を入れているところだというふうに私も認識しておりますが、ここがあえて区市町村名が入っていない理由がもしもあれば、ちょ

っと伺いたいと思いました。

○西脇課長 すみません、計画課長の西脇です。

別に意図を持って書いていないわけではございませんが、あまりにも19の数が多かったの  
でというところで、あえて書かなかったところがございます。

ちなみに、整備予定なしのところは、全て町村です。一応区市は、少なくともこれに載って  
いない区市については、検討中ということで回答はいただいているところがございます。だか  
らといって、町村が整備予定なしがいいかという、それはよくないことなので、都としては、  
ちょっと引き続き整備していただくよう、区市町村には働きかけはさせていただきたいと思  
います。大変貴重な御意見ありがとうございました。

○河井座長 ありがとうございます。

広域でも多分、拠点の整備はできるはずなので、町村についても極力そういった動きにつな  
がることを期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、佐々木委員、お願いします。

○佐々木副座長 育成会の佐々木です。いつもお世話になっております。

資料4-4の27ページに、都有地活用によるインフラ整備事業の件が出ているんですけれ  
ども、やはり地域移行を進めるに当たっても、東京都内での受入れがなかなか難しく、地域  
移行できないという件もあると思います。私もたまたま地元でこの事業を活用して、重度の方  
のグループホームが昨年できました。重心の方と、それから知的だけのすごく重度な方たちを  
受け入れていただいて、本当に助かっていますが、まだまだ地域で会員の皆さんにお話を聞く  
と、本当に短期入所も取れないとか、グループホームも申し込んでいるけれどもとか、入所施  
設も申し込んでいるけれども、もうずっとどこもお声がかからないんですというような御相談  
がよくあります。

そういったことで、この都有地活用のインフラ整備事業というのも、今後もいろいろ東京都  
のほうから情報提供をたくさんというか、していただけると大変ありがたいんですけれど、  
いかがでしょうか。

○河井座長 事務局、よろしくお願いします。

○田中課長 施設サービス支援課長の田中です。質問ありがとうございます。

都有地のインフラ整備の関係につきましては、東京都としましても、グループホームをはじ  
め、各種事業所等の基盤整備について拡充していくという考え方がありますので、引き続き都  
有地活用、基盤整備が進むよう取り組んでいきます。

以上です。

○佐々木副座長 どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○河井座長 ありがとうございます。

ちょっと時間が押してまいりまして、申し訳ありません、私の進行がちょっと不手際で申し訳ありません。

ここで本日、皆様にもお配りしていただいています東京青い芝の会の寺田委員から、御意見を頂戴しておりますので、御紹介したいと思います。事務局にて代読をお願いいたします。

○西脇課長 では、計画課長の西脇から代読させていただきたいと思います。「再び「居住地特定」について」、寺田委員からの御意見でございます。

私は昨年、連絡協の会議において、下記のような提起を行いました。紙上開催だったことから、委員の皆様の議論にはなりませんので、ここで改めて提起したいと思います。既に第二期、第三期の東京都障害者施策推進協議会の議論に参加する中で、「療護施設を幼いときからの障害者が地域社会の一員として独立する居住の場の選択肢として位置づける」発想の転換を訴えてきました。知事会等自治体関係者の理解を得るためには、険しい道のりが待っていることは承知の上で、連絡協参加団体の賛同が得られるのなら、東京都障害者施策推進協議会でも課題化されることを期待します。

「「居住地特例」制度見直しへの議論を」。私たち東京青い芝の会は、これまで連絡協の場において、都民である障害者が、生活してきた地域から引き離されて、他県の施設に送られてきた「島流し」の問題、幼いときからの障害者でも65歳になると、「介護保険優先」の名の下に、行政との関わりの中で培われてきた施策から排除される問題、都の手当制度においても、65歳以上の障害者が差別扱いされるようになった問題などについて提起し、改善を訴えてきました。

今回ここで取り上げたいのは、生活施設における「居住地特例」の問題です。私たちは長年にわたって生活施設を障害者が地域で生活する地域居住の場の選択肢の一つとして位置づけるよう、強く訴えてきました。この「居住地特例」のために、現在施設で生活する仲間たちが、その地域の住民としての権利を認められていないのです。しかも地域居住の場として新たに導入されたはずのグループホームの制度においても、この「居住地特例」が適用されているのです。

従来、大規模施設が隔離収容の場として一部地域に遍在していた時代に、立地自治体の過大な負担を避ける知恵として、「居住地特例」が機能してきた歴史的経緯を理解した上で、施設

が地域の資源であることを踏まえて、そこで生活する障害者が地域の一員として生活し、活動できる仕組みの模索と構築に向けて、都政と連絡協に参加する各障害者団体が知恵を出し合うよう、呼びかけたいと考えます。

以上になります。よろしく願いいたします。

○河井座長 ありがとうございます。

まず初めに、これは事前に提出されておりますので、東京都からの御意見をちょっと伺いたいと思います。

○西脇課長 計画課長のほうからちょっと簡単に、状況についてということになりますが、御説明させていただきたいと思います。

寺田委員のおっしゃるとおり、この居住地特例、障害の関係でいきますと、障害者支援施設とかグループホームについて、適用されている状況でございます。この件については、令和3年度の社会保障審議会の障害者部会の中でも議論されたところでございまして、その中で国は寺田委員のおっしゃるとおり、市町村の財政負担を軽減する観点から、このようなことを実施しているということで述べているところでございます。

寺田委員のおっしゃるとおり、確かに居住地特例を適用するということは、まさしくそのグループホームなり、施設のある区市町村と直接の関係は持たない、あくまでもその出身元の自治体と持つという関係になるのは事実でございます。

その一方で、これは東京都は特にですが、入所施設について多摩地域に遍在している、グループホームについては、地域遍在が極端に多摩地域というわけではないですが、とはいっても、特定の区市において、グループホームが少ないという状況がございます。

それを自治体の立場からすると、これを施設所在地、あるいはグループホーム所在地の財政負担となると、その自治体としては、なかなか新たな設置というのを認めることが難しいというのも実情でございます。そこら辺のバランスをいかに取るかということで、東京都だけじゃなくて、国もそうですし、都としてもそうですし、恐らく区市町村もそうですけれども、非常に苦慮している状況ということで、今現在の制度になっているということで、東京都の御説明とさせていただきたいと思います。

ただ、寺田委員の御意見はある意味、至極もつともなことだということは、東京都としても理解をさせていただいているところでございます。

説明は以上になります。

○河井座長 ありがとうございます。なかなか難しい問題であろうかと思います。財政的な

ものが非常に大きく絡んできますので、居住地に全部丸投げするわけにはいかないというのは、当然のことだと思いますし、ただし、やっぱりそこに住んでいる一市民、一区民としてどうやって生活するかという根源的な問題もはらんでおりますので、今すぐ結論を得ることはなかなか難しいと思いますけれども、ほかの委員の皆様から御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、市橋委員、お願いします。

○市橋副座長 今の寺田委員の御提言、非常に僕も知っていて、あらためて整理しないといけないと思うし、例えば選挙権の問題ですね、すごく長く住んでいるのに地元の選挙権がないということもあり得るわけで、そんなことはあってはいけないので、推進協議会で関係法案も含めて、ちょっと深く抗議して、やっぱり地域移行として数字を追うわけではなく、障害者が本当に自分の生活している場で生き生きと生活できるためには、どうしたらいいかということを実際に考えていかないといけない提言だと思うし、ここに書いてある65歳の問題も、我々も65歳問題、非常に重く受け止めて、裁判闘争までやって、今やっていますけれどもこの問題も考えていきたいと思います。

あわせて、寺田委員にそういう提案をしていただいて、いきなりこれを示されても、どこが問題かというのが分からないし、そういう点では6月くらいから具体的に推進協で議論に入るので、皆さんが問題だと思うことを提起して、事務局に届けていただいて、数字だけ追うんじゃないくて、推進協でも議論をして、その結果を連絡協に返していただいて、みんなで討議する、そういうことをやっていきたいと思いますので、ちょっと事務局もご苦勞をお願いしたいと思います。

同時に、青柳委員から言われて気がついたのは、地域でのそういう推進協議会、計画をつくるのが来年度ぐらい、4月や5月からスタートするんじゃないかと。僕の地元の市でやっていますけれども、今日と同じように、数字だけ見せられて、僕みたいな数字に弱い人間は圧倒されて、問題点がかえってわからなくなってしまうみたいなこともあるので、やっぱりどこの問題をどう注意すればいいかということ、東京都もそのときは分かった分かったと言うけれども、市部とか区市町村とかたまに示されるような、そんな努力をしていかれたらば、いい推進計画が各区市町村でもできると思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○河井座長 では、事務局、お願いします。

○西脇課長 市橋副座長、今のお話、あるいは寺田委員のこの御提案を聞いて、この件について今日、資料配付という形でお配りさせていただいて、皆さんそれぞれ考えていただいて、御

意見を後日メール等でいただけましたら、こちらのほうでいろいろ集約をさせていただきたいと思えます。

正直言って、この寺田委員の御指摘、御意見、行政の立場としても、こういう問題があるんだなというのを、これは私個人の意見になりますけれども、気づかされたという状況でございます。となると、やっぱり考えなきゃいけないかなと思ったところがありますので、ぜひいろいろな御意見をいただくと助かると思っています。

もう一つ、推進協のお話の件ですが、実は昨日の推進協の中でも、やっぱり数値だけを並べるだけではなくて、やっぱり質の問題を非常に多く抱えているんじゃないか、あるいは人材確保が非常になかなか今厳しい状況の中、人材確保の問題を抱えているんじゃないかということで、単なる数値の羅列だけではなくて、やっぱりもろもろの数値に出てこない問題を、今後議論していかなくちゃいけないんじゃないかということで、いろいろ御意見があったところがございます。

まさしく市橋副座長の出た意見、推進協の中でも出た意見でございますので、今日の御意見をちょっと踏まえさせていただいて、事務局のほうでまたいろいろ対応を考えさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○河井座長 ありがとうございます。皆様いろいろ思うところもあろうかと思えます。お時間も限られておりますので、このほかにつきましては、後日メール等で事務局のほうに御意見を提出していただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

○市橋副座長 もう一個、1年に1回しか、これがやっていないということ、さっきの提言のところでも言ったつもりなんですけれども、何回か連絡協議会を開いていただいて、しかもこれは重要なことなので、推進協で議論をした内容を中間報告というか、そこを僕らに返していただきたいと思えます。だからさっき東京都はメールで問題点を僕らが提起して決めなさいということと言われたので、東京都からも単に結論がこうなったじゃなくて、返していただくということを、そのことについて提起したいと思えます。

○河井座長 お願いします。

○西脇課長 すみません、市橋副座長から御提案いただきました。冒頭御説明しましたとおり、来年度から障害計画の改定等を推進協議会のほうで行います。その中途の段階で、ぜひこの連絡協議会の場でも、やはり意見を中途の段階ですけれどもいただいて、その意見を集約して、推進協議会のほうへ述べる機会を設けられればと思えますので、来年度年度中途の開催につい

て、事務局のほうで検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○河井座長 ありがとうございます。では、よろしくお願ひします。

では、議題の3、基礎調査についてよろしくお願ひします。

○西川課長 福祉保健局広報担当課長の西川と申します。座ったまま失礼させていただきます。

それでは、私のほうから資料5に沿って御説明させていただきます。

まず1番目、「東京都福祉保健基礎調査とは」とありますが、こちらは東京都統計調査条例に基づいた調査でございます。毎年度異なる調査テーマを選定して実施しておりまして、今回調査を実施します障害者の生活実態につきましては、今年で8回目、これまで5年ごとに実施しておりまして、前回直近では平成30年度の実施となっております。

項目の2番目、調査目的、調査方法等でございます。調査目的としましては、身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害者の方、それから難病患者の方の生活実態を把握することを通じまして、東京都の障害者施策の充実のための基礎資料を得るということでございます。

続いて、その次、調査方法でございます。こちらは前回と比べまして、2点変更点がございます。まず調査対象者です。こちらは都内に居住する18歳以上の障害者の方7,600名でございまして、前回調査より400名増えてございます。精神障害者の方が今回400名増えて1,200名となっていることによるものでございますが、これが1点目の変更点でございます。こちらは精神障害者保健福祉手帳を持っている方の増加などを踏まえた変更となっております。それ以外、対象者数についての変更はございません。

続いて、具体的な調査方法です。まず事前調査を行いまして、対象者の方に対して調査協力をいただけるかどうか、こちらの意思確認をいたします。その結果を踏まえまして、本調査を行うこととなりますが、今回、郵送調査を導入しまして、これを原則としたいと考えております。郵送による回答方法を選んだ場合は、さらにインターネットによる回答方法も御案内いたします。これが2点目の変更点となります。

前は全て調査員が訪問して、対面調査を行っていましたがけれども、今回は昨今の新型コロナの影響などを踏まえて、調査方法を見直すこととしたものでございます。ただし、御希望によっては、調査員による訪問調査にも対応いたします。そのほかの必要な配慮なども含めまして、こういった点を事前調査で御意向を確認したいと思っております。

続いて、3番目、調査実施スケジュールでございます。資料に記載のとおり、5月頃に事前調査を行いまして、10月に本調査を行います。調査期間は10月11日から11月10日までの約1

か月間を考えております。調査が終了した後、結果を取りまとめまして、令和5年度末に速報を発表、翌年の令和6年10月頃に確報として報告書にまとめて、発表することを考えております。

この間、令和4年度から5年度にかけて、スケジュールに合わせまして、合計4回の検討会を開催予定です。検討会は学識経験者、障害者団体、難病患者団体の代表の方、それから当事者代表の方、加えて行政の担当部署で構成しておりまして、開催時期に応じまして、調査票の質問項目の検討ですとか、あとは調査結果が取りまとまりましたら、その報告内容の検討などを行ってまいります。こちらの連絡協議会からも委員として御参加いただく方がいらっしゃると思いますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

裏面にいきまして、参考として、前回の平成30年度のときの調査項目が列挙してございます。こちらの基本的属性ですとか生活の状況、障害福祉サービスの利用状況などの項目につきまして、経年で継続的に調べるというものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明については以上でございます。

○河井座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました。

これまでの説明について、御質問があれば伺いたいと思います。

新谷委員、お願いします。

○新谷委員 東京都中途失聴・難聴者協会の新谷ですけれども、時間を押しての中すみません。

この基礎調査については、前日も意見を出ささせていただいたんですけれども、基本的にいろんなところの議論が不足したまま、調査の継続性ということで、前回どおり、前回どおりということで、今回はサンプリング率を400人増やしたということなんですけれども、そもそもどんなサンプリングをしているのかという御説明がないんですよ。

それで私の理解は、これは身体でいえば、身体障害者という母数からサンプリングしているという印象を持っているんですけれども、その回答も前回いただけていないです。恐らくそうだと思うんですけれども、だけれども、東京都の実態調査であれば、東京都民全員をサンプルの対象にして、そこからどういうサンプリングをして、いろんな課題を出すかというアプローチをしないといけないと思うんですよ。

これの議論のための検討会が開かれているということなんですけれども、ここに呼ばれたこともない。一度も呼ばれていない、この検討会に。

それで、状況が変わっているのは、去年、国連の障害者権利委員会が日本政府宛てに総括所見を出して、そこで従来の医学モデルを脱却した人権モデルという難しい言い方を権利委員会

はしていますけれども、そういうことに根差した調査施策に変えていくように、勧告をはっきり日本政府に出している状況があるわけですよ。

そういうことを踏まえれば、東京都が令和6年度にこの調査を実施されるんですけど、1年ぐらいしかないですけれども、ぜひ私たちも学識経験者の中に当事者として入れていただいて、現在のサンプリング方法、それから過去の調査結果と、私たち団体が実施している調査結果との歪みについて、いろいろお話をしたいと思うので、今日は時間がありませんので、そういう検討会に加えていただきたいという要望を発言させて終わります。

以上です。

○河井座長 ありがとうございます。

こちらはもう東京都のほうでこれからも御検討いただきたいと思いますが、身体障害者4,000人には、かなり幅広くいろんな対象者がおりますし、身体障害者手帳をお持ちの方は、かなり年齢層の高い、サンプリングをすると非常に年齢層が高くなるので、若年の身体障害者の方がなかなか拾われにくいというような問題も、私は以前ちょっと感じたことがありました。なので、今後調査を進めるに当たって、社会状況の変化も踏まえた調査となるように、ぜひ御検討いただきたいと思います。

御回答はなかなか厳しいかなとは思いますが、持ち帰っていただいて、事務局のほうで御検討いただきたいと思います。

ほかに御意見のある方は、できればメール等で事務局のほうに御提出いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次に議事の4、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○田中課長 福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中と申します。

私のほうから資料6に沿って、ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックにつきまして御説明をいたします。

このハンドブックについては、高齢者、障害者、乳幼児連れ、性的マイノリティなど、多様なニーズを持つ人にとって、公共トイレを利用する際の困り事を解消する事例を紹介するということで、昨年3月に作成をして公表をしたものになっております。

こちらのハンドブックの作成に際しましては、各団体の皆様を通じまして、アンケートをお願いさせていただきました。多くの方に御回答をいただきました。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

こちらのハンドブック、資料にありますとおり、対象としましては、様々な施設におけるトイレの設計、整備を行う方、それから、トイレの管理を行う担当者の方々を想定して作っております。構成としてはステップ1からステップ3までの構成となっております。

ステップ1につきましては、現状と課題から考えるこれからのトイレづくりということで、これまで様々な設備が集約した多機能トイレの整備が進んだ一方、そちらに利用が集中するなどの課題がございました。また、異性による介助ですとか、トランスジェンダーなどのニーズも表面化したというようなことを記載してございます。

解決策としまして、ステップ2になりますけれども、トイレ空間全体でユニバーサルデザインを進める必要があるということで、多機能トイレから一般トイレに、例えばオストメイトの設備、乳幼児用の設備を分散した事例を紹介しております。また異性介助などに配慮しまして、男女共用トイレを車椅子利用者対応トイレとは別に設けるですとか、介助用ベッドを設置した事例ということで、ステップ2で主にハード面の事例を紹介しております。

また、ステップ3では、ソフト面の事例ということで、JIS規格のピクトグラムでしっかり表示するとか、一般トイレも洗浄ボタンなどの配置を統一するなど、利用者に分かりやすい表示ですとか、情報提供を行う事例ということで、紹介をさせていただいております。

そのほかアンケートでいただいた困り事のお声については、ハンドブックの本冊のコラムの中でも御紹介させていただいております。

こちらの冊子についてですが、都立施設ですとか、区市町村、事業者団体宛てにも広く配布をしております。引き続きユニバーサルデザインのトイレづくりが進むよう、取り組んでまいります。

説明は以上になります。

○河井座長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたが、御質問があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○野口事務局長（塚田委員代理） 東京都自立生活センター協議会の野口です。塚田委員の代理で参加しております。

このトイレの利用実態調査はいいと思うんですけれども、やっぱり一番皆さんが悩んでいるのは、いろんな多機能トイレで、たくさんの方が利用するようになったということで、車椅子の人でも待たされているとか、そういう不満は出てきている状態だと思うんですけれども、ただ、考えると、基本的な問題点はやっぱり数が少ないんですよね。

ちゃんと数をそろえていただければ、多機能でもいろんな人が使えて、いろいろ便利になると思うので、そういうふうな方向で考えていただきたいと思っているのと、もう一つは、まちづくり条例というのは基本的に拘束力がないですよ。そういうふうに条例を変えても、なかなか変わらないというところがありますので、やっぱり条例の構想とかというのも含めて検討していただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○河井座長 事務局からお願いできますか。

○田中課長 御質問、御意見ありがとうございます。福祉のまちづくり条例の中では、義務基準の対象は、新設、改修の場合となっております、車椅子使用者対応トイレは1以上設置するということとなっております。

ただ、御指摘のように、数がまだまだ全然足りないというところがございますので、条例の中で義務づける数を増やすということはできないんですけども、ハンドブックの中では、車椅子使用者の方々などが多く利用する施設などでは、車椅子使用者対応トイレを複数設置したり、男女別のトイレにもそれぞれ設けるですとか、あとフロアが広い場合ですとか、階層が複数階ある場合については、それぞれにも設けるというようなことを紹介させていただいております。

以上です。

○河井座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○寺田委員 多目的トイレで中に人がいないのに、使用中になっていることがよくあります。特にデパートなどで、小さいお子さんを連れてお母さんが（「出る時に中の閉ボタンを押さな  
いでください」と書いてあるのに）中の閉ボタンを押して出ていくために使用中になってしまう  
場合が多いようです。

○西脇課長 今の寺田委員の意見というか御質問ですけれども、トイレの中に人が入っていない  
けれども、利用中になっているケースがあると。それが自動的に人が入っていない場合は、  
人がいないというような表示ができないかと、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

○田中課長 御質問、御意見ありがとうございます。やはり外から見たときに、人が入ってい  
るか入っていないかというところが、明確に分かったほうがいいというところはあるかと思ひ  
ますので、今回のハンドブックの26ページのところに、空いている個室を分かりやすくする  
ということで、例えば羽田空港の第1旅客ターミナルでは、もし空いている場合は、扉が開い  
たままになっていて、閉まらない形ですね。なおかつ扉の色と周辺の色を変えることで、空い

ているか空いていないか、分かりやすくするというような事例、それから、その横になりますけれども、東京メトロの日比谷線の上野駅になります。施錠がされている場合は青色、誰か使っている場合は赤色ということで、鍵のところに色が出るような事例ということで御紹介させていただいておりますので、ちょっとこういった事例が増えるように働きかけをしてみたいと思います。

○河井座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

この後もしもお気づきになられた点がありましたら、事務局のほうまで御連絡いただけましたらと思います。よろしくをお願いします。

以上で本日の議事については終了いたしました。皆様、進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

このほかに何か委員の皆様から特に御意見、御質問があれば、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上になります。

本日の会は以上で終了となります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○西脇課長 皆様、本日は時間を超過しまして、御協力いただきまして、誠にありがとうございました。本日お配りいたしました資料につきまして、お持ち帰り用の封筒も用意しております。また、机の上に置いていただければ、後日、事務局より郵送させていただきますので、持ち帰るのが大変な方につきましては、そのまま資料を机の上に置いていただければと思います。

本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

午後0時36分 閉会